

論文

京西南路の酒麴務

清木場 東

D 京西南路

1 襄州

(1) 酒統計

襄州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

襄州 D1

○□△ 在城及鄧城・宜城・中廬・南彰県・牛首鎮・樊村・  
○□△ 穀城八務

②

歳	66,767貫
熙寧十年祖額	97,080貫072文
買撲	8,663貫864文

①旧商税務表，頭  
②穀城は県であろう。  
地理表参照

旧額66,767貫，新額（官売+買撲）105,743貫（文は計算せず）で，両額の差額は38,976貫，増加率58%になる。官売額97,080貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は92%，買撲額8,663貫が占める比率である買撲率は8%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

D1 襄州 銭額表

旧 額	66,767 貫	
新 額	官売	97,080 貫
	買撲	8,663 貫
	計	105,743 貫
新旧差額	38,976 貫	
増 額 率	58 %	
官 売 率	92 %	
買 撲 率	8 %	

(2) 酒務表

寰宇記145・九域志1により太平興國中～元豊間の襄州諸県の変化を県変遷図<sup>(1)</sup>に示す。酒統計は在城・県5・鎮市2を記すが、それらの酒務からは旧務年代は不明であるので、一般的な旧務年代である景祐～慶曆に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県5で、また県酒務5であるので、県置務率は(5÷5)は100%になる。州県務(在城+県務5)は6務である。全酒務地8処に占める州県務の比率である州県務率(6÷8)

は75%になる。鎮市務は2務で、鎮市務率(2÷8)は25%になる。

次に酒統計に○印を付した<sup>1</sup>在城・<sup>2</sup>中盧・<sup>3</sup>宜城・<sup>4</sup>鄧城・<sup>5</sup>南漳・<sup>6</sup>穀城県(州県務6)及び<sup>7</sup>牛首(鎮市務1)の計7処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地8処に占める併設地の比率である併設率(7÷8)は、88%になる。旧商税務8処<sup>(2)</sup>に占める併設地の比率である対旧商税務率(7÷8)は88%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は、酒統計に□印を付した上記の1～6の地(州県務6)、及び<sup>8</sup>7の地・樊村(鎮市務2)の計8処である。酒務地8処に対する新税務地の比率である新務地率(8÷8)は、100%になる。新商税務10処<sup>(3)</sup>に対する新税務地の比率である対新商税務率(8÷10)は、80%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表<sup>(4)</sup>にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1～6の地(州県務6)、及び7・8の地(鎮市務

D1 襄州 県変遷図

年代	外 県	郭下
	光 義 南 宜 鄧 穀 化 清 漳 城 城 城	襄 陽
乾徳2年 964	①④ 光化軍 軍乾県 建徳建 置県置	
太平興国 1年 976	②改名 中盧	
旧務年代	1○ 2○ 3○ 4○ 5○	○
熙寧5年 1072	③④改名 廢軍 光化 軍 県	
10年	○6 ○5 ○4 ○3 ○2 ○1	○

( ) 内の県は太平興国後に属県となった県

2) で計 8 処である。酒務地 8 処に占める存続地の比率である存続率 (8÷8) は、100%になる。なお旧商稅務・新商稅務・地理表に見えない不明地はなく、不明率 0%である。以上の襄州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

D1 襄州 格望 地理表 (主戸40,772 客戸52,255 計93,027 貢 白穀, 漆器, 麴)

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備考	水系	計16
緊	襄陽	郭下	4	8	50	0	大安・鳳林・峴首・沈碑・朝宗・漢陰・八疊・東岸鎮	漢江, 襄河	2
望	光化	西北 180	2	1	50	0	次胡鎮	漢江, 温水	2
望	鄧城	北 20	8	3	37	0	牛首・樊城・高舍鎮	滄河, 泌白水	2
緊	穀城	西北 150	4	3	75	錫窟 1	杜母・鄧塞・青堊鎮・瀆石錫窟	筑水, 粉水	2
中下	宜城	南 90	4	2	50	0	淇水・樊村鎮	漢江, 襄水	2
中下	中盧	西 120	3	0	0	0		長渠, 木渠	2
中下	南漳	西南 120	3	1	33	0	晁猪鎮	淇水, 馮水, 漳水, 沮水	4
計	7		28	18	64	1	土産 鹹乾魚, 丹麴皮, 火麻布, 鼈甲, 庫路眞, 弓弩材, 麴香, 縮砂, 漆器, 宜城美酒, 槎頭魚		11種

D1 襄州 酒務表

外	置	置	州	州	鎮	鎮	酒	併	併	旧	对	新	新	新	对	存	存
県	務	務	県	県	市	市	務	設	設	商	税	税	務	税	続	続	
5	5	100	6	75	2	25	8	7	88	8	88	8	100	10	80	8	100
併設地	州県	<sup>1</sup> 在城・ <sup>2</sup> 鄧城・ <sup>3</sup> 宜城・ <sup>4</sup> 中盧・ <sup>5</sup> 南漳・ <sup>6</sup> 穀城														6 処	
計 7	鎮市	<sup>7</sup> 牛首														1 処	
新稅務地	州県	1～6の地														6 処	
計 8	鎮市	7の地・ <sup>8</sup> 樊村														2 処	
存続地	州県	1～6の地														6 処	
計 8	鎮市	7・8の地														2 処	
不明地		0 処														不明率 0 %	

## 注

- (1) 県変遷図の作成史料は拙著『北宋の商業活動』（久留米大学経済叢書13, 2005年), 56頁参照。
- (2) (1)の書55頁に掲載。
- (3) (1)の書55～56頁に掲載。
- (4) (1)の書57頁の地理表を移録。

## 2 鄧州

### (1) 酒統計

鄧州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

鄧州 D2		
舊。	在城及南陽・浙川・内郷県・渚陽・硤石・鸚鵡七務	
		①原文，諸。志，渚
		②原文，八。計7
歳		81,298貫
	絲	397兩
熙寧十年祖額		87,926貫136文
	買撲	8,614貫596文
	絲	426兩半

旧額81,298貫，新額（官売＋買撲）96,540貫（文は計算せず）で，両額の差額は15,242貫，増加率19%になる。官売額87,926貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は91%，買撲額8,614貫が占める比率である買撲率は9%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

D2 鄧州 銭 額 表

旧 額	81,298 貫	
新 額	官売	87,926 貫
	買撲	8,614 貫
	計	96,540 貫
新旧差額	15,242 貫	
増 額 率	19 %	
官 売 率	91 %	
買 撲 率	9 %	

旧絲額 397兩

新絲額 426兩半

### (2) 酒務表

寰宇記142・九域志1により太平興國中～元豊間の鄧州諸県の変化を県変遷図<sup>(1)</sup>に示す。酒統計は在城・県務3・鎮市3を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶曆に従っておく。

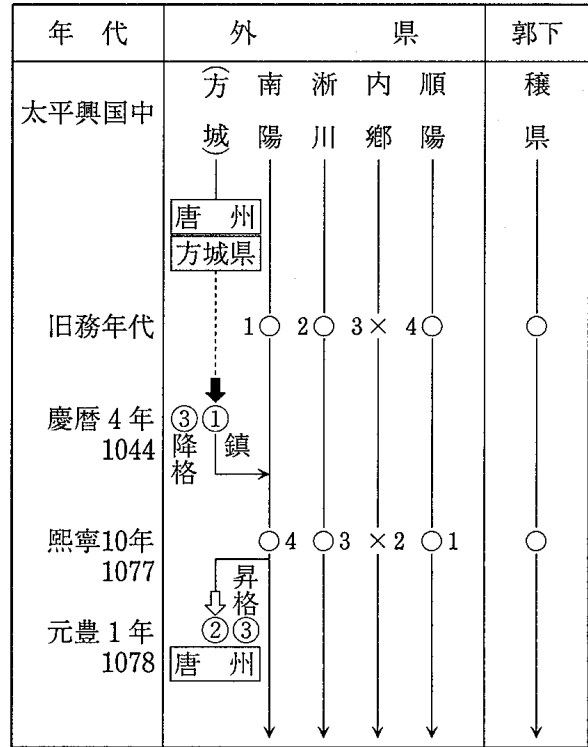
図によれば熙寧10年前の旧外県4で，また県酒務3であるので，県置務率は $(3 \div 4)$ は75%になる。州県務（在城＋県務3）は4務である。全酒務地7処に占める州県務の比率である州県務率 $(4 \div 7)$ は，57%になる。鎮市務は3務で，鎮市務率 $(3 \div 7)$ は，43%になる。

次に酒統計に○印を付した<sup>1</sup>在城・<sup>2</sup>南城・<sup>3</sup>浙川県（州県務3）及び<sup>4</sup>渚陽・<sup>5</sup>鸚鵡（鎮市務2）の計5処が酒務・旧商稅務の併設地である。酒務地7処に占める併設地の比率である併設率（5÷7）は、71%になる。旧商稅務7処<sup>(2)</sup>に占める併設地の比率である対旧商稅務率（5÷7）は、71%になる。

次に酒務地に新商稅務が設置された新稅務地は、酒統計に□印を付した上記の1～3の地・<sup>6</sup>内郷県（州県務4）、及び4・5の地（鎮市務2）の計6処である。酒務地7処に対する新稅務地の比率である新稅務地率（6÷7）は、86%になる。新商稅務9処<sup>(3)</sup>に対する新稅務地の比率である対新商稅務率（6÷9）は、67%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表<sup>(4)</sup>にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1～3・6の地（州県務4）、及び4・5の地（鎮市務2）で計6処である。酒務地7処に占める存続地の比率である存続率（6÷7）

D2 鄧州 県変遷図



D2 鄧州 格上 地理表（主戸17,370 客戸17,105 計34,475 貢 白菊, 花蠟燭）

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計10
上	穰県	郭下	4	8	200	0	張村・曲河・延陵・刁潤・陽管・蘆東・穰延・廣晉鎮	湍水, 朝水	2
中下	南陽	東北 120	3	6	200	0	博望・羅渠・石橋河・安衆・北趙・故県鎮	梅溪水, 白水, 清冷水 (注)	3
中下	内郷	西北 240	2	6	300	0	渚陽・峽口・長安・菊潭・丹水・板橋鎮	黄水, 菊水	2
中下	浙川	西 200	1	2	200	0	鸚鵡・白亭鎮	浙水, 富水	2
中下	順陽	西南 120	1	0	0	0		丹水	1
計	5		11	22	200	0	土産 絹, 絲布, 蔓荊子, 欸冬花, 白菊花		5種

注 資治通鑑附録図では、南陽県に湍水・清水が描かれ、梅溪水, 白水, 清冷水はみえない

は、86%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地は硤石<sup>7</sup>1務で、不明地が酒務地7処に占める比率である不明率(1÷7)は、14%になる。以上の鄧州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

D2 鄧州 酒 務 表

外 県	置 務 率	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 税 務	対 旧 商 率	税 務 率	新 税 務 地	新 務 地 率	新 商 税 務	対 新 商 率	存 続 地	存 続 率
4	3	75	4	57	3	43	7	5	71	7	71	6	86	9	67	6	86	
併設地		州県	<sup>1</sup> 在城・ <sup>2</sup> 南陽・ <sup>3</sup> 淅川													3 処		
計 5		鎮市	<sup>4</sup> 渚陽・ <sup>5</sup> 鸚鵡													2 処		
新税務地		州県	1～3の地													3 処		
計 5		鎮市	4・5の地													2 処		
存続地		州県	1～3・ <sup>6</sup> 内郷県													4 処		
計 6		鎮市	4・5の地													2 処		
不明地		<sup>7</sup> 硤石											1 処	不明率	14 %			

注 <sup>6</sup>内郷県には新旧商税務は置かれなかった

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著58頁参照。
- (2) (1)の書58頁に掲載。
- (3) (1)の書58頁に掲載。
- (4) (1)の書60頁の地理表を移録。

### 3 随州

#### (1) 酒統計

随州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

随州 D3  
○□△ 在城及○□△ 棗陽県二務

歳	18,316貫
熙寧十年祖額	19,664貫874文
買撲	2,071貫536文

旧額18,316貫，新額（官売＋買撲）21,735貫（文は計算せず）で，両額の差額は3,419貫，増加率19%になる。官売額19,664貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は90%，買撲額2,071貫が占める比率である買撲率は10%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

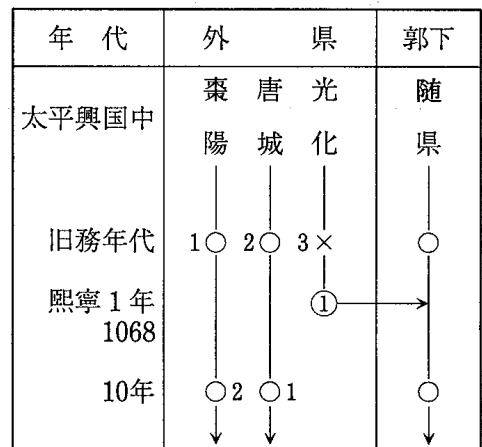
D3 随州 銭額表

旧 額	18,316 貫	
新 額	官売	19,664 貫
	買撲	2,071 貫
	計	21,735 貫
新旧差額	3,419 貫	
増 額 率	19 %	
官 売 率	90 %	
買 撲 率	10 %	

#### (2) 酒務表

寰宇記144・九域志1により太平興國中～元豊間の随州諸県の変化を県変遷図<sup>(1)</sup>に示す。酒統計は在城・県2を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦に従っておく。

D3 随州 県変遷図



図によれば熙寧10年前の旧外県3で，また県酒務1であるので，県置務率は $(1 \div 3)$ は33%になる。州県務（在城＋県務1）は2務である。全酒務地2処に占める州県務の比率である州県務率 $(2 \div 2)$ は，100

%になる。鎮市務はなく，鎮市務率 0 %である。

次に酒統計に○印を付した<sup>1</sup>在城・<sup>2</sup>棗陽県（州県務 2）の計 2 処が麴務・旧商税務の併設地である。酒務地 2 処に占める併設地の比率である併設率（2÷2）は，100%になる。旧商税務 3 処<sup>(2)</sup>に占める併設地の比率である対旧商税務率（2÷3）は，67%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は，酒統計に□印を付した上記の 1・2 の地（州県務 2）の計 2 処である。酒務地 2 処に対する新税務地の比率である新務地率（2÷2）は，100%になる。新商税務 3 処<sup>(3)</sup>に対する新税務地の比率である対新商税務率（2÷3）は，67%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表<sup>(4)</sup>にみえる存続地は，酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の 1・2 の地（州県務 2）で計 2 処である。酒務地 2 処に占める存続地の比率である存続率（2÷2）は，100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地はなく不明率は 0 %である。以上の随州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

D3 随州格上 地理表（主戸12,135 客戸25,977 計38,112 貢 絹, 綾, 葛, 覆盆）

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 4
上	随県	郭下	3	1	33	0	光化鎮	涓水, 檀水	2
中下	唐城	西北 85	1	0	0	0		澆水	1
中下	棗陽	西北 160	1	0	0	0		澧水	1
計	3		5	1	20	0	土 産 蒲黄, 枳實, 會羅, 葛, 覆盆子, 奈花綾, 小絹		7種



## D3 随州 酒 務 表

外 県	置 務 県	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	対 旧 商 率	稅 務 率	新 稅 務 地	新 稅 務 地 率	新 商 稅 務	対 新 商 率	稅 務 率	存 続 地	存 続 率
3	1	33	2	100	0	0	2	2	100	3	67		2	100	3	67		2	100
併設地		州県	<sup>1</sup> 在城・ <sup>2</sup> 棗陽															2 処	
計 2		鎮市																0 処	
新稅務地		州県	1・2の地															2 処	
計 2		鎮市																0 処	
存続地		州県	1・2の地															2 処	
計 2		鎮市																0 処	
不明地														0 処	不明率	0 %			

## 注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，60～61頁参照。
- (2) (1)の書60頁に掲載。
- (3) (1)の書60頁に掲載。
- (4) (1)の書61頁の地理表を移録。

## 4 金州

## (1) 酒統計

金州の旧酒務及び新旧酒錢額は次の如くである。

金州 D4  
 舊。在城及麴務  
 歳 <sup>①</sup>  
 熙寧十年祖額  
 買撲

13,571貫  
 16,508貫088文  
 1,337貫520文

①誤字脱字が考えられる

旧額13,571貫，新額（官売+買撲）17,845貫（文は計算せず）で，両額の差額は4,274貫，増加率31%になる。官売額16,508貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は93%，買撲額1,337貫が占める比率である買撲率は7%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

D4 金州 銭 額 表

旧 額	13,571 貫	
新 額	官 売	16,508 貫
	買 撲	1,337 貫
	計	17,845 貫
新旧差額	4,274 貫	
増 額 率	31 %	
官 売 率	93 %	
買 撲 率	7 %	

(2) 酒務表

寰宇記141・九域志1により太平興國中～元豊間の金州諸県の変化を県変遷図<sup>(1)</sup>に示す。酒統計は在城を記すが，在城の後に続くべき酒務名に脱字・誤字があると思われる。在城務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦に従っておく。

D4 金州 県変遷図

年 代	外 県				郭下
	石 泉	漢 陰	洵 陽	平 利	西 城
太平興國中					
旧務年代	1 ×	2 ○	3 ○	4 ○	○
熙寧 6 年 1073				①	→
10 年	× 3	○ 2	○ 1		○

図によれば熙寧10年前の旧外県4であるが，置務県名が不明であるので，県置務率は明らかではない。旧商稅務数<sup>(2)</sup>・新商稅務数<sup>(3)</sup>を除く，県務・鎮市務・全酒務地・併設地・新稅務地・存続地・不明地などが不明のため，諸比率は算出できない。以上のことを酒務表に示す。なお参考のため地理表<sup>(4)</sup>を示しておく。

D4 金州 格上 地理表 (主戸13,132 客戸23,049 計36,181 貢 白膠香, 黄蘗, 杜仲, 麩金, 麝, 枳殼, 枳實)

格 県	距 離	郷 鎮	%	その他	備 考	水 系	計10
下 西城	郭下	5 2	40	0	衡口・平利鎮	洛水, 吉水	2
中 洵陽	東 120	8 0	0	0		漢江, 洵水, 涓水 (注)	3
中下 漢陰	西北 165	4 0	0	0		漢江, 直水	2
下 石泉	西 80	2 0	0	0		漢江, 壬水, 石泉	3
計 4		19 2	10	0	土 産 麝香, 黄蘗, 紙, 漆, 鍾乳, 麩金, 厚朴, 蠟		8 種

(注) 資治通鑑附録図に，申水がみえる。

## D4 金州

## 酒 務 表

外 県 4	置 務 県 —	置 務 率 —	州 県 務 —	州 県 務 率 —	鎮 市 務 —	鎮 市 務 率 —	酒 務 —	併 設 地 —	併 設 率 —	旧 商 稅 務 18	對 舊 稅 率 —	新 稅 務 地 —	新 稅 務 地 率 —	新 商 稅 務 4	對 新 商 稅 率 —	存 続 地 —	存 続 率 —
併 設 地		州 県	1 在城													— 処	
計		鎮 市														— 処	
新 稅 務 地		州 県	1 の地													— 処	
計		鎮 市														— 処	
存 続 地		州 県	1 の地													— 処	
計		鎮 市														— 処	
不 明 地													— 処	不 明 率	— %		

注 誤字・脱字があると思われるので、諸数値の算出不可

## 注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著、62頁参照。
- (2) (1)の書61頁に掲載。
- (3) (1)の書62頁に掲載。
- (4) (1)の書63頁の地理表を移録。

## 5 房州

## (1) 酒統計

房州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

## 房州 D5

舊。在城及房陵・竹山県三務

①郭下県，酒務数に入れず

歳 ① 7,550貫  
 熙寧十年祖額 18,673貫061文  
 買撲 848貫691文

旧額7,550貫，新額（官売＋買撲）19,521貫（文は計算せず）で，両額の差額は11,971貫，増加率159%になる。官売額18,673貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は96%，買撲額848貫が占める比率である買撲率は4%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

D5 房州 銭 額 表

旧 額	7,550 貫	
新 額	官売	18,673 貫
	買撲	848 貫
	計	19,521 貫
新旧差額	11,971 貫	
増 額 率	159 %	
官 売 率	96 %	
買 撲 率	4 %	

(2) 酒務表

寰宇記143・九域志1により太平興國中～元豊間の房州諸県の変化を県変遷図<sup>(1)</sup>に示す。酒統計は在城・県務1を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦に従っておく。

D5 房州 県変遷図

年 代	外 県	郭 下
太平興國中	竹 山	房 陵
旧務年代	1× ↓	○ ↓
熙寧10年 1077	○1 ↓	○ ↓

図によれば熙寧10年前の旧外県1で，また県酒務1であるので，県置務率は(1÷1)は100%になる。州県務（在城）は1務である。全酒務地2処に占める州県務の比率である州県務率(1÷2)は，50%になる。鎮市務はなく鎮市務率は0%である。

次に酒統計に○印を付した<sup>1</sup>在城（州県務1）が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地2処に占める併設地の比率である併設率(1÷2)は，50%になる。旧商税務1処<sup>(2)</sup>に占める併設地の比率である対旧商税務率(1÷1)は，100%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は，酒統計に□印を付した上記の

D5 房州 格下 地理表（主戸14,118 客戸7,113 計21,231 貢 紵，麝，鍾乳）

格 県	距 離	郷 鎮	%	その他	備 考	水 系	計 4
上 房陵	郭下	5 1	20	0	平安關鎮	筑水，粉水	2
下 竹山	西 105	2 1	50	0	寶豐鎮	堵水，浸水	2
計 2		7 2	28	0	土 産 紫布，鍾乳，麝香，石楠葉，黃蘗，雷丸，羊，黃蘗皮		8種

1の地・竹山県（州県務2）の計2処である。酒務地2処に対する新税務地の比率である新務地率（2÷2）は、100%になる。新商税務4処<sup>(3)</sup>に対する新税務地の比率である対新商税務率（2÷4）は、50%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表<sup>(4)</sup>にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1・2の地・（州県務2）の計2処である。酒務地2処に占める存続地の比率である存続率（2÷2）は、100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地はなく、不明率は0%である。以上の房州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

D5 房州 酒 務 表

外 県	置 務 県	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 税 務	対 旧 商 率	新 税 務 地	新 務 地 率	新 商 税 務	対 新 商 率	存 続 地	存 続 率
1	1	100	2	100	0	0	2	1	50	1	100	2	100	4	50	2	100
併設地		州県		1 <sup>1</sup> 在城													1 処
計 1		鎮市															0 処
新税務地		州県		1の地・竹山 <sup>2</sup> 県													2 処
計 2		鎮市															0 処
存続地		州県		1・2の地													2 処
計 2		鎮市															0 処
不明地													0 処	不明率	0 %		

注 房陵県は郭下、酒務数に入れず 竹山<sup>2</sup>県に旧商税務は置かれず

## 注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著、63～64頁参照。
- (2) (1)の書63頁に掲載。
- (3) (1)の書63頁に掲載。
- (4) (1)の書64頁の地理表を移録。

## 6 均州

### (1) 酒統計

均州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

均州 D6	
舊。在城及南門・ <sup>○□△</sup> 鄖郷県三務	
①	
歳	24,759貫
熙寧十年祖額	32,773貫 413文
買撲	2,129貫 910文

①県ではない。地理表参照  
旧商税務表は南門場

旧額24,759貫，新額（官売+買撲）34,902貫（文は計算せず）で，両額の差額は10,143貫，増加率41%になる。官売額32,773貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は94%，買撲額2,129貫が占める比率である買撲率は6%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

D6 均州 銭 額 表

旧 額	24,759 貫	
新 額	官売	32,773 貫
	買撲	2,129 貫
	計	34,902 貫
新旧差額	10,143 貫	
増 額 率	41 %	
官 売 率	94 %	
買 撲 率	6 %	

### (2) 酒務表

寰宇記143・九域志1により太平興國中～元豊間の均州県の変化を県変遷図<sup>(4)</sup>に示す。酒統計は在城・県1・鎮市1を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県1で，また県酒務1であるので，県置務率は(1÷1)は100

%になる。州県務（在城+県務1）は2務である。全酒務地3処に占める州県務の比率である州県務率(2÷3)は，67%になる。鎮市務は1務で，鎮市務率(1÷3)

D6 均州 県変遷図

年 代	外 県	郭 下
太平興國中	鄖郷	武當
旧務年代	1○	○
熙寧10年 1077	○1	○
	↓	↓

は、33%になる。

次に麴統計に○印を付した<sup>1</sup>在城・<sup>2</sup>鄖郷県（州県務2）及び<sup>3</sup>南門（鎮市務1）の計3処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地3処に占める併設地の比率である併設率（3÷3）は、100%になる。旧商税務3処<sup>(2)</sup>に占める併設地の比率である対旧商税務率（3÷3）は、100%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は、酒統計に□印を付した上記の1・2の地（州県務2）で計2処である酒務地3処に対する新税務地の比率である新務地率（2÷3）は、67%になる。新商税務2処<sup>(3)</sup>に対する新税務地の比率である対新商税務率（2÷2）は、100%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表<sup>(4)</sup>にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1・2の地（州県務2）で計2処である。酒務地3処に占める存続地の比率である存続率（2÷3）は、67%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地はなく不明率は0%である。以上の均州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

D6 均州 格上 地理表（主戸21,946 客戸5,032 計26,978 貢 麴）

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計3
上	武當	郭下	3	1	33	0	平陵鎮	漢水	1
下	鄖郷	西 113	5	0	0	0		漢水, 寒泉水	2
計	2		8	1	12	0	土 産 鹿脯, 羚羊, 麝香, 蠟, 山鷄皮, 菱蕤, 椒		7種

D6 均州

酒 務 表

外 県	置 務 率	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	対 旧 商 稅 率	新 稅 務 地	新 稅 務 地 率	新 商 稅 務	対 新 商 稅 率	存 続 地	存 続 率
1	1	100	2	67	1	33	3	3	100	3	100	2	67	2	100	2	67
併 設 地		州 県	<sup>1</sup> 在城・ <sup>2</sup> 鄖郷県													2 処	
計 3		鎮 市	<sup>3</sup> 南門													1 処	
新 稅 務 地		州 県	1・2の地													2 処	
計 2		鎮 市														0 処	
存 続 地		州 県	1・2の地													2 処	
計 2		鎮 市														0 処	
不 明 地													0 処	不 明 率	0 %		

注 南門は地理表にみえないため、存続率が低い。存続率+不明率<100%のケースである。

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著、65頁参照。
- (2) (1)の書64頁に掲載。
- (3) (1)の書65頁に掲載。
- (4) (1)の書65頁の地理表を移録。

7 郢州

(1) 酒統計

郢州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

郢州 D7

舊。在城及京山<sup>○□△</sup>・永清<sup>○△</sup>鎮三務<sup>○△</sup>

①原文，涼。志，京

歲	20,348貫
熙寧十年祖額	22,143貫069文
買撲	7,457貫376文



旧額20,348貫，新額（官売+買撲）29,600貫（文は計算せず）で，両額の差額は9,252貫，増加率45%になる。官売額22,143貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は75%，買撲額7,457貫が占める比率である買撲率は25%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

D7 郢州 銭額表

旧額	20,348 貫	
新額	官売	22,143 貫
	買撲	7,457 貫
	計	29,600 貫
新旧差額	9,252 貫	
増額率	45 %	
官売率	75 %	
買撲率	25 %	

## (2) 酒務表

寰宇記144・九域志1により太平興國中～元豊間の郢州諸県の変化を県変遷図<sup>(1)</sup>に示す。酒統計は在城・務1・鎮市1を記すが，それらの酒務からは旧務年代は不明であるので，一般的な旧務年代である景祐～慶暦に従っておく。

D7 郢州 県変遷図

年代	外県	郭下
太平興國中	京 山	長 壽
旧務年代	1×	○
熙寧10年 1077	○1	○
	↓	↓

図によれば熙寧10年前の旧外県1で，また酒務1であるので，県置務率は $(1 \div 1)$ は100%になる。州県務（在城+県務1）は2務である。全酒務地3処に占める州県務の比率である州県務率 $(2 \div 3)$ は，67%になる。鎮市務は1務で，鎮市務率 $(1 \div 3)$ は，33%になる。

次に酒統計に○印を付した<sup>1</sup>在城（州県務1）及<sup>2</sup>永清鎮（鎮市務1）の計2処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地3処に占める併設地の比率である併設率 $(2 \div 3)$ は，67%になる。旧商税務2処<sup>(2)</sup>に占める併設地の比率である対旧商税務率 $(2 \div 2)$ は，100%になる。

次に酒務地に新商税務が置かれた新税務地は，酒統計に□印を付した上記の1の地・<sup>3</sup>京山県（州県務2）の計2処である。酒務地3処に対する新税務地の比率である新務地率 $(2 \div 3)$ は，67%になる。新商税務2処<sup>(3)</sup>に対する新税務地の比率である対新商税務率 $(2 \div 2)$ は，100%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表<sup>(4)</sup>にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1・3の地（州県務2）、及び2の地（鎮市務1）で計3処である。酒務地3処に占める存続地の比率である存続率（3÷3）は、100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地はなく不明率は0%である。以上の郢州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

D7 郢州 格上 地理表（主戸6,640 客戸24,935 計31,575 貢 白紵）

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計
上	長壽	郭下	2	7	350	0	賈壘・永安・新興・激河・青謙・穴口・永清鎮	漢水	1
下	京山	東 110	3	7	233	0	曹武・富水・歸德・西同・永龍・平拔・豊谷鎮	漳河、富河	2
計	2		5	14	280	0	土産 紵布、丹參、貝母、牛膝		4種

D7 郢州 酒 務 表

外	置	置	州	州	鎮	鎮	酒	併	併	旧	対	新	新	新	対	存	存
県	務	務	県	県	市	市	務	設	設	商	税	税	務	商	続	続	
1	1	率	務	務	務	務	3	地	率	税	務	務	地	務	地	率	
		100	2	67	1	33		2	67	2	100	2	67	2	100	3	100
併設地	州県	<sup>1</sup> 在城														1 処	
計	2	鎮市	<sup>2</sup> 永清鎮														1 処
新税務地	州県	1の地・ <sup>3</sup> 京山県														2 処	
計	2	鎮市															0 処
存続地	州県	1・3の地														2 処	
計	3	鎮市	2の地														1 処
不明地													0 処	不明率	0 %		

注 新商税務表にみえる長壽県は郭下、税務数に入れず。新商税務2

注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著、66頁参照。
- (2) (1)の書66頁に掲載。
- (3) (1)の書66頁に掲載。
- (4) (1)の書67頁の地理表を移録。

8 唐州

(1) 酒統計

唐州の旧酒務及び新旧酒銭額は次の如くである。

唐州 D8	
舊。在城及方城・湖陽・比陽・桐柏・桐柏縣五務	
歲	28,304貫
熙寧十年祖額	36,538貫335文
買撲	2,188貫104文

①原文，古。志，方  
②原文，鎮。志，縣

旧額28,304貫，新額（官売+買撲）38,726貫（文は計算せず）で，両額の差額は10,422貫，増加率37%になる。官売額36,538貫（文切捨）が新額に占める比率である官売率は94%，買撲額2,188貫が占める比率である買撲率は6%になる。以上の諸数値を銭額表にまとめる。

D8 唐州 銭額表

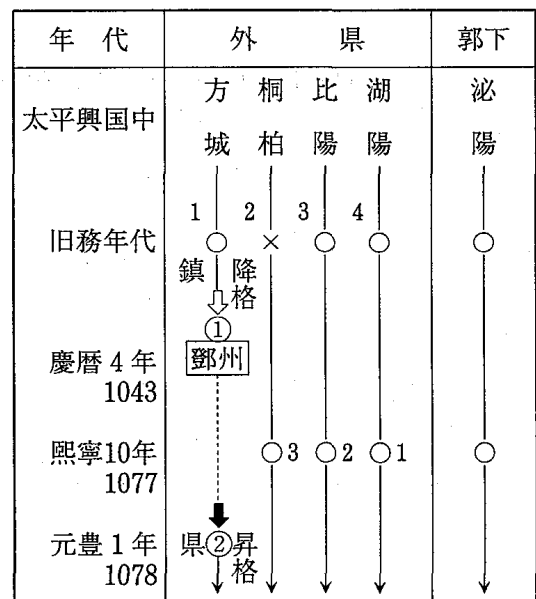
旧額	28,304貫	
新額	官売	36,538貫
	買撲	2,188貫
	計	38,726貫
新旧差額	10,422貫	
増額率	37%	
官売率	94%	
買撲率	6%	

(2) 酒務表

寰宇記142・九域志1により太平興國中～元豊間の唐州諸県の変化を県変遷図<sup>(1)</sup>に示す。酒統計は在城・県務4を記す。図によれば，それらのうち方城県は慶暦4年に鄧州へ割出されているが，酒統計にみえるので唐州の旧務年代は慶暦4年前である。

図によれば慶暦4年以前の旧外県4で，また県酒務4であるので，県置務率は（4

D8 唐州 県変遷図



÷4) は100%になる。州県務 (在城+県務4) は5務である。全酒務地5処に占める州県務の比率である州県務率 (5÷5) は100%になる。鎮市務はなく鎮市務率は0%である。

次に酒統計に○印を付した<sup>1</sup>在城・<sup>2</sup>方城・<sup>3</sup>湖陽・<sup>4</sup>比陽県 (州県務4) の計4処が酒務・旧商税務の併設地である。酒務地5処に占める併設地の比率である併設率 (4÷5) は、80%になる。旧商税務5処<sup>(2)</sup>に占める併設地の比率である対旧商税務率 (4÷5) は、80%になる。

次に酒務地に新商税務が設置された新税務地は、酒統計に□印を付した上記の1・3・4の地・<sup>5</sup>桐柏県 (州県務4) の計4処である。酒務地5処に対する新税務地の比率である新務地率 (4÷5) は、80%になる。新商税務4処<sup>(3)</sup>に対する新税務地の比率である対新商税務率 (4÷4) は、100%になる。

次に酒務地で元豊まで存在して地理表<sup>(4)</sup>にみえる存続地は、酒統計の地名に△印を付している。存続地は上記の1～5の地 (州県務5) で計5処である。酒務地5処に占める存続地の比率である存続率 (5÷5) は、100%になる。なお旧商税務・新商税務・地理表に見えない不明地はなく不明率0%である。以上の唐州の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。

D8 唐州 格上 地理表 (主戸21,758 客戸11,243 計33,001 貢 絹)

格	県	距離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計7
中下	泌陽	郭下	2	1	50	0	平氏鎮	泌陽, 醴水	2
中下	湖陽	南 60	2	1	50	0	崔橋鎮	泌水	1
						銀場 1	花山銀場		
中下	比陽	東北 75	1	0	0	0		比水	1
下	桐柏	東 160	2	0	0	0		淮水, 柘河	2
下	方城	北 160	2	4	200	0	青臺・許封・羅渠・新寨鎮	堵水	1
計 5			9	6	66	1	土 産 絹, 方城梨, 半夏, 桔梗, 茱萸, 烏頭		6種

## D8 唐州 酒 務 表

外 県	置 務 率	置 務 率	州 県 務	州 県 務 率	鎮 市 務	鎮 市 務 率	酒 務	併 設 地	併 設 率	旧 商 稅 務	對 舊 商 率	新 稅 務 地	新 稅 務 地 率	新 商 稅 務	對 新 商 率	存 続 地	存 続 率
4	4	100	5	100	0	0	5	4	80	5	80	4	80	4	100	5	100
併 設 地		州 県	<sup>1</sup> 在城・ <sup>2</sup> 方城・ <sup>3</sup> 湖陽・ <sup>4</sup> 比陽													4 処	
計 4		鎮 市														0 処	
新 稅 務 地		州 県	<sup>1</sup> ・ <sup>3</sup> ・ <sup>4</sup> の地・ <sup>5</sup> 桐柏													4 処	
計 4		鎮 市														0 処	
存 続 地		州 県	1～5の地													5 処	
計 5		鎮 市														0 処	
不 明 地													0 処	不 明 率	0 %		

注 <sup>5</sup>桐柏県に旧商稅務を置かず <sup>2</sup>方城県は慶曆4年に鄧州に割出，元豊に割入

## 注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著，68頁参照。
- (2) (1)の書67頁に掲載。
- (3) (1)の書67頁に掲載。
- (4) (1)の書69頁の地理表を移録。

## 9 光化軍

## (1) 酒統計

光化軍の旧酒務及び新旧酒錢額は次の如くである。

光化軍 D9  
 舊。在城一務  
 歳  
 今廢

31,974貫

光化軍は廃されたので旧額31,974貫のみである。これを銭額表に示す。

(2) 酒務表

寰宇記145・九域志1により太平興國中～元豊間の光化軍諸県の変化を県変遷図<sup>(1)</sup>に示す。酒統計は在城を記すが、旧務年代は不明であるので、一般的な旧務年代である景祐～慶曆に従っておく。

図によれば熙寧10年前の旧外県0であるので、県置務率はない。州県務(在城)は1務である。全酒務地1処に占める州県務の比率である州県務率(1÷1)は、100%になる。鎮市務0で、鎮市務率は0%である。

次に酒統計に○印を付した<sup>1</sup>在城(州県務1)のみが酒務・旧商税務の併設地である。酒務地1処に占める併設地の比率である併設率(1÷1)は、100%になる。旧商税務1処<sup>(2)</sup>に占める併設地の比率である対旧商税務率(1÷1)は、100%になる。

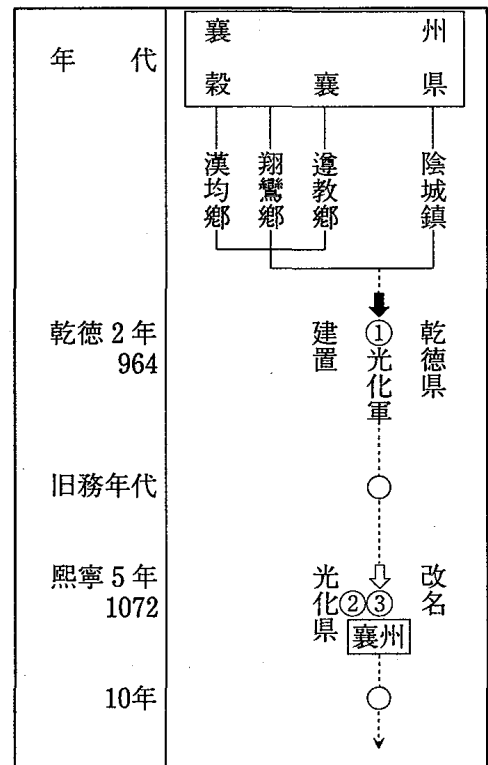
光化軍は熙寧5年に襄州に併入され、新税務地・新商税務・存続地・不明地は襄州に示されるので、ここには記さない。以上の酒務・諸数値を酒務表に整理して示す。なお

参考のため地理表<sup>(3)</sup>を示しておく。

D9 光化軍 銭 額 表

旧 額	31,974 貫	
新 額	官売	— 貫
	買撲	— 貫
	計	今廃
新旧差額	— 貫	
増 額 率	— %	
官 売 率	— %	
買 撲 率	— %	

D9 光化軍 県変遷図



## D9 光化軍旧域 地理表 (主戸3,685 客戸3,345 計7,030 貢)

格 県	距 離	郷 鎮	%	その他	備 考	水 系	計 2	
望 光化	(旧郭下)	2	1	50	0	次胡鎮	漢江, 温水	2
計 1		2	1	50	0	土 産	不記	

戸・土産：寰宇記，他は襄州地理表による

## D9 光化軍 酒 務 表

外 置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存	置 置 州 州 鎮 鎮 酒 併 併 旧 对 税 新 新 新 对 税 存 存
0	0	—	1	100	0	0	1	1	100	1	100	—	—	—	—	—	—	—
併 設 地	州 県	在 城															1 処	
計 1	鎮 市																0 処	
新 税 務 地	州 県																— 処	
計 —	鎮 市																— 処	
存 続 地	州 県																— 処	
計 —	鎮 市																— 処	
不 明 地													— 処	不 明 率	— %			

## 注

- (1) 県変遷図の作成史料は前掲拙著70頁参照。
- (2) (1)の書69頁に掲載。
- (3) (1)の書71頁の地理表を移録。

### おわりに

京西南路9州軍の酒額をまとめると表1の如くである。D1襄州・D2鄧州の元豊戸はそれぞれ約9万戸・3万戸で、元豊に近い熙寧10年の新商税額はそれぞれ約8万貫・5万貫であり、戸・商税共に京西南路でトップクラスである。熙寧10年の酒新額もそれぞれ約11万貫・10万貫でトップクラスである。逆に戸・商税が低レベルのD5房州（約2万戸・約8千貫）の新酒額は約2万貫で低レベルである。特に商税額の大小は酒額の大小と多くの州軍で一致する。京西南路では戸・商税の大小はおおまかには酒額の大小と一致するとみてよいであろう。

次に酒額の新旧の相違をみると、熙寧5年に廃されD1襄州に併入された光化軍を除く8州軍全てが増額州軍で、路全体では24%増である。増額率は19～159%の範囲であり、同率の州軍はD2鄧州とD3随州の19%のみである。また新旧額の差額は約3,000～39,000貫の範囲であるが、差額が同額の州軍はない。このように各州軍の新旧の増額率及び税額差が一定ではないので、齊一的・均一的な増減額対策は行われなかったことがわかる。増額率・差額に一定の傾向がみられ

表1 D京西南路 銭額総合表

州軍	旧額	新額	差額	増額率	官売	買撲	官売率	買撲率	戸	商税
D1 襄州	66,767	105,743	38,976	58	97,080	8,663	92	8	93,027	79,614
D2 鄧州	81,298	96,540	15,242	19	87,926	8,614	91	9	34,475	46,432
D3 随州	18,316	21,735	3,419	19	19,664	2,071	90	10	38,112	6,194
D4 金州	13,571	17,845	4,274	31	16,508	1,337	93	7	36,181	12,755
D5 房州	7,550	19,521	11,971	159	18,673	848	96	4	21,231	7,598
D6 均州	24,759	34,902	10,143	41	32,773	2,129	94	6	26,978	10,349
D7 郢州	20,348	29,600	9,252	45	22,143	7,457	75	25	31,575	12,514
D8 唐州	28,304	38,726	10,422	37	36,538	2,188	94	6	33,001	15,023
D9 光化軍	31,974	廃	—	—	—	—	—	—	—	—
計	292,887	364,612	71,725	24	331,305	33,307	91	9	314,580	190,479



ないのであるから、新旧額の相違は主として酒消費量自体の変動により生じたこととみななければならない。

次に官売額・買撲額をみると、路全体の熙寧十年の官売額は約33万貫、買撲額は約3万貫で、その差は約30万貫であり、官売額が買撲額の約11倍である。官売が路全体の91%を占め、買撲は9%に過ぎない。各州軍の官売額・買撲額をみると全州軍で相違しているのので、各州軍に対する同額の割付販売は行われなかったことがわかる。各州軍における官売率・買撲率をみると、D6均州とD8唐州の両比率が共に94%・6%であるのみで他州軍では両比率は相違するので、官売・買撲を政策的に同比率とする販売は行われなかったとみななければならない。したがって官売額・買撲額・官売率・買撲率はそれぞれ都市エリア・郷村エリアの酒消費量が反映されたものである。

官売制は行政都市エリア・地方小都市エリア＝都市エリアに、買撲制は主として郷村エリアに適用されたが、上にみたように官売額が買撲額よりはるかに高額であるので、都市エリアの酒消費量が郷村エリアより多い。郷村エリアより都市エリアの酒消費量大であることは当然予想されるのであるが、表1の数値はそのことを裏付ける。

次に表2は9州軍の酒務表を総括したものである。注目したいのは旧務年代（商税旧税務表）・熙寧10年（商税新務表）・元豊（地理表）で確認できない不明地が1例にとどまり、全体の約3%に過ぎないことである。不明地率3%・存続率84%は、京西南路において酒務が置かれた行政都市・地方小都市・町が社会的・経済的に安定性が高かったことを証し、同時に熙寧10年の商税の新務表に旧酒務地が見える場合、その地に熙寧10年でも酒務が置かれた確率が甚だ高いことをも意味する。

次に表2によれば全酒務31処でその内訳は州県主務24、鎮市務7である。旧商税務地48処に対し併設地25処で、商税務のみの地が23処と多い。併設率が路全体

としては81%と高率であり、併設率が70%未満の州軍2に過ぎない。このことは京西南路の都市には酒務・商税務の併設が一般的に行なわれたことを証する。また新商税務が置かれた新務地率も84%と高率である。

次に表3によれば旧務時代の酒務地31で、そのうち行政都市24・地方小都市5で都市が酒務地の約90%を占めるので、酒務の大半は都市エリアに置かれた。酒務のみが置かれた町は2処と少ない。小都市・町は7処で行政都市の29%と少なく、京西南路の小都市・町は比較的に低率で、小都市・町が発展していなかった<sup>(1)</sup>。なお小都市が0または1の州軍7、町が0の州軍6であり、小都市及び町が共にない州軍4州軍である。

表2 D京西南路 酒務総合表

州軍	州県務	鎮市務	全酒務	併設地	併設率	対旧務商率	新税務地	新務地率	対新務商率	存続地	存続率	不明地	不明率	旧商税務	新商税務
D1	6	2	8	7	88	88	8	100	80	8	100	0	0	8	10
D2	4	3	7	5	71	71	6	86	67	6	86	1	14	7	9
D3	2	0	2	2	100	67	2	100	67	2	100	0	0	3	3
D4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18	4
D5	2	0	2	1	50	100	2	100	50	2	100	0	0	1	4
D6	2	1	3	3	100	100	2	67	100	2	67	0	0	3	2
D7	2	1	3	2	67	100	2	67	100	3	100	0	0	2	2
D8	5	0	5	4	80	80	4	80	100	5	100	0	0	5	4
D9	1	0	1	1	100	100	—	—	—	—	—	—	—	1	—
計	24	7	31	25	81	52	26	84	68	28	84	1	3	48	38

表3 D京西南路 旧務年代の行政都市・地方小都市・町

州軍	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8	D9	計
行政都市	6	4	2	—	2	2	2	5	1	24
地方小都市	1	2	0	—	0	1	1	0	0	5
町	1	1	0	—	0	0	0	0	0	2
酒務(計)	8	7	2	—	2	3	3	5	1	31

行政都市：各州軍酒務表の州県数（酒務・商税務が併設されず酒務のみの県を含む）

D2内郷県・D5竹山県・D7京山県・D8桐柏県は酒務のみ

地方小都市：各州軍酒務表の併設地欄の鎮市数

町数：酒務－（行政都市数＋地方小都市数）

表4 D京西南路 新務時代の行政都市・地方小都市・町

州 軍	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8	計
行政都市	6	3	2	—	2	2	2	4	21
地方小都市	2	2	0	—	0	0	0	0	4
町	0	0	0	—	0	0	1	0	1
税務不置県	0	1	0	—	0	0	0	1	2
存続地	8	6	2	—	2	2	3	5	28

存続地＝行政都市＋地方小都市＋町＋税務不置県  
 行政都市：各州軍酒務表新税務地欄の州県数  
 地方小都市：各州軍酒務表新税務地欄の鎮市数  
 町：各州軍酒務表新税務地欄にみえず、存続地欄にみえる酒務地  
 税務不置県：各州軍酒務表新税務地欄にみえず、存続地欄にみえる酒務設置の県  
 注 1. D2内郷県・D8方城県は新税務時代は酒務のみ  
 2. 廢軍を除く

次にすでに指摘したように京西南路は社会的・経済的に比較的安定していたとみえ、酒務地31処で元豊まで残っていた存続地は28である（表2）。したがって少なくとも熙寧10年には28処の酒務地が存在したと思われる。表4によれば熙寧10年に新商税務が置かれた酒務地である新税務地の内訳は行政都市23（酒務のみの県を含む）、地方小都市4、町1である。新務時代の都市対町＝27対1であり、町は都市の約4%に過ぎない。また行政都市対地方小都市・町＝23対5であり、地方小都市・町は行政都市の約22%である。旧務時代の29%に比して新務時代の地方小都市・町の行政都市に対する比率は減少している。ただし留意しなければならないのは、地理表に示した地名は九域志が採録した地であり、九域志は草市を採録していないので、存続地は旧酒務地より少なくなる場合があることである。換言すれば存続地28（表4）・存続率84%（表2）以上になる可能性がある。

新務時代では京西南路には少なくとも商税務・酒務が併置された行政都市21、酒務のみの行政都市2、地方小都市4、酒務のみが置かれた町1が存在したであろう。

## 注

- (1) 京西南路には鎮66があったが、商税務が置かれた鎮は甚だ少なく11鎮に過ぎない（前掲書53頁）。表2からわかるように酒務もほとんどの鎮に置かれず、わずか7処に過ぎず、ほとんどの鎮は町でもなかった。